

## 入札公告

下記のとおり、公募型指名競争入札を行うので公告する。

令和6年4月23日

四條畷市長 東 修 平  
(公 印 省 略)

## 1. 入札に付する事項

委託名	四條畷市国民健康保険特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務
委託場所	四條畷市 中野三丁目 地内
委託期間	契約締結日の翌日 から 令和7年3月31日
委託概要	過去の特定健診受診履歴、健診意識等のデータを分析し活用することにより、特定健診の対象者に向けた効率的・効果的な受診勧奨を確実に実施することを目的とし、以下の業務について委託する。 (1) データ分析業務 (2) 受診勧奨業務 (3) 勧奨結果の分析・報告業務
予定価格	事後公表

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

登録業種	令和6年度において、四條畷市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録している者で登録業種については、「物品・その他業務」の「その他業務」の「その他」で登録していること。
地域要件	地域要件なし
業務実績及び技術的適正	○技術的適正として、以下の資格要件を満たすこと。 (一財)日本情報経済社会推進協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」によるJISQ15001(プライバシーマーク)又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)を取得していること。 ○会社としての実績において、以下の実績を有すること。 令和元年度以降に、本市又は他の官公庁において、特定健康診査受診勧奨業務を受注し、適正に履行したこと(1件以上)。
共通事項	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。 四條畷市建設委託等指名停止要綱第2条の規定による指名停止期間中でないこと。 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。

## 3. 発注スケジュール

申出書配布期間	令和6年4月23日(火) から 令和6年4月30日(火) までの午前9時から午後5時まで
申出書配布場所	四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課 (ホームページからダウンロードできます。)
申出書受付期間	令和6年4月23日(火) から 令和6年4月30日(火) までの午前9時から午後5時まで ただし、上記期間に四條畷市の休日に関する条例(平成2年10月1日条例第17号)第2条第1項各号に規定する休日が含まれる場合はその日を除く。
申出書受付場所	四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課
提出資料	①公募型指名競争入札参加申出書 ②業務実績調書及びその添付書類 ③プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムを取得したことを証する書面の写し ④指名停止等に関する申出書 ⑤チェック表・受付票(提出フォームによる場合は不要です) ※①・④は押印不要です。 ※公募型指名競争入札参加申出書等は、持参又は提出フォームで送付してください。 提出フォーム <a href="https://logoform.jp/form/oZYA/567596">https://logoform.jp/form/oZYA/567596</a>
入札参加資格確認通知日	令和6年5月8日(水) (電子メール送信) ※公募型指名競争入札参加申出書等の提出書類により入札参加資格を審査し、通知する。なお、入札参加資格を認めなかった申出者には、理由を付して通知する。
設計書及び通知書の配付日時	令和6年5月8日(水) 午後1時から 令和6年5月8日(水) 午後5時まで
設計書及び通知書の配付場所	大容量ファイル送受信サービス
質疑書提出日時	令和6年5月13日(月) 午前10時から午前11時まで
質疑書提出場所	四條畷市中野本町1番1号 四條畷市健康福祉部保健センター
回答書配付日時	令和6年5月14日(火) 午前10時から午前11時まで
入札日時	令和6年5月20日(月) 午後2時 ※日時に遅れた者は、本入札に参加することができない。
入札場所	四條畷市役所東別館2階 201会議室 四條畷市中野本町1番1号

4. 内訳書の提出

提出方法	①内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。 ②内訳書には社名を記入すること。 ③内訳書は、設計書の全てのページを作成して、入札書の投入の際に提出すること。
------	---

5. 保証金について

入札保証金	四條畷市財務規則(以下「財務規則」という。)第90条第2号の規定により免除とする。
契約保証金	契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第104条第1号又は第2号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

6. 支払条件

前払金	無
部分払	無

7. その他

契約条項等の閲覧	財務規則及び四條畷市委託請負契約約款については、閲覧することができる。(閲覧場所 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課)
その他事項	(1) 入札参加者は、公募型指名競争入札心得を遵守すること。

8. 問い合わせ先

公告の内容	四條畷市総務部総務課 所在地 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 電 話 072-877-2121(内線335) 0743-71-0330(内線335)
委託の内容	四條畷市健康福祉部保健センター 所在地 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 電 話 072-877-2121(内線428) 0743-71-0330(内線428)